

# 4月20日(日)は 日高川町議会議員の 一般選挙の投票日

**立候補予定者説明会**  
**■日時**：平成26年3月25日(火)  
 13時30分から  
**■場所**：本庁3階会議室  
 出席は1候補者につき3名以内  
**■お問合せ** 選挙管理委員会  
 ☎22-1700



## 消費税法改正のお知らせ

### 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区分	適用開始日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日※
消費税率		4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率		1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合計		5.0%	8.0%	10.0%

※消費税率引き上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で消費税率の引き上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

### 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされました。

(注) 地方消費税収入(引上げ分)及び消費税収入に係る地方交付税分については社会保障4経費を含む社会保障施設に要する経費に充てるものとされています。

詳しくは、国税庁ホームページの特集ページや税務署に備付けのリーフレットをご確認ください。「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」の特集ページの掲載場所及びURLは、以下のとおりです。

#### ■掲載場所:国税庁ホームページ

ホーム ⇒ (トピックス欄)「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」  
 URL: <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

■お問合せ 税務課 ☎22-8841



## 就学援助制度についてのお知らせ

経済的な理由で小・中学校に就学させることが困難な児童・生徒の保護者の方に、学用品費・学校給食費・修学旅行費など就学にかかる費用の一部を援助する制度があります。

ただし、就学援助制度の認定を受けるには保護者の皆様の所得などについて一定の規準があります。

就学援助を希望される方はお子様が通学している学校にご相談ください。

■お問合せ 教育課 ☎22-8816



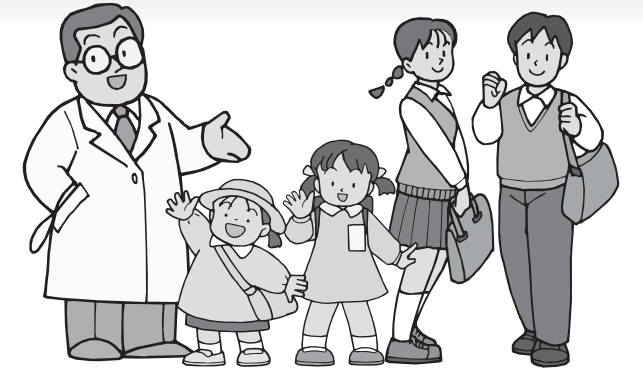
## 4月1日から「子ども医療制度」を改正します!

日高川町では、子育て支援施策として医療費負担の軽減をはかるため、平成26年4月1日から現行の「子ども医療制度」を改正することになりました。

現在の対象年齢を15歳から18歳(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)に拡充します。

該当する方には3月中にご案内を送付しますので、役場(本庁・中津支所・美山支所・寒川出張所)で申請手続きをしてください。

詳しくは、下記までお問合せください。



■お問合せ 住民課 ☎22-1701 中津地域振興課 ☎54-0321 美山地域振興課 ☎56-0321 寒川出張所 ☎58-0001

## 和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」 巡回相談のお知らせ

和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」では、発達障害の理解・子育て・問題行動など、発達障害に関する様々な相談に応じており、御坊・日高地域の方を対象に巡回相談を行います。

発達障害とは、脳の機能障害が原因といわれ、自閉症スペクトラム障害(自閉症・アスペルガー症候群等)、注意欠如多動性症候群、学習障害があります。コミュニケーションがとりづらい、対人関係をうまく築けない、落ち着きがない、読み書きが苦手などは、本人の努力のなさや親の育て方が原因ではありません。特性を正しく理解し、個々にあった関わりを持つことで様々な力を身に付けることが可能です。



- 対象：発達障害者ご本人やご家族、支援者等
- 場所：御坊保健所
- 日時：毎月 第3金曜日

平成26年	4/18	5/16	6/20	7/18	8/29	9/19	10/17	11/21	12/19
平成27年	1/16	2/20	3/20	※相談時間については、11:00~16:00までの間で1件1時間です。相談を希望される方は下記にお申込みください。					

### お申込み・お問合せ

〒641-0044 和歌山市今福3-5-41  
 和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」 ☎073-413-3200

## ラジオ通じるサポートセンター 通称:ラジサポ について

持ち運びでき乾電池で使えるラジオは、災害時において最も有効な情報源の一つですが、地形や周辺環境により難聴取が起こりやすいという特徴があります。

県では、災害時に県民が必ず1局以上のラジオ放送を聴くことができるようにすることなどを目的に「ラジオ通じるサポートセンター」を設置し、「ラジオが聴けない」などラジオに関するさまざまな相談を受け付けています。

お問合せ

ラジオ通じるサポートセンター  
 (県庁情報政策課内)

- 電話 ☎073-432-3580
- ファックス 073-428-1136
- Eメール [radisuppo@pref.wakayama.lg.jp](mailto:radisuppo@pref.wakayama.lg.jp)
- 受付時間 9:00~17:45  
(土日、祝日及び年末年始を除く)

